記入例

様式（証明）第１号

り　災　証　明　願

いずれかを選択。

申請日を記入。

高槻市　☑消防長　□（　　）消防署長	平成　２８　年　９　月　１　日
申請者の住所（法人にあっては、事業所の所在地） 高槻市　桃園町　４番　３０号	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者） 高槻　太郎 電話　０７２ － ○○○ － ○○○○
（交付対象者の区分） ☑所有者　□管理者　□占有者　□担保権者 □相続人　□保険金受取人　□その他（	

申請者住所・氏名・電話番号を記入。

いずれかを選択して下さい。代理人の場合は下記注のとおり委任状が必要となります。

下記のとおり、り災の証明を申請します。

り災日時	平成２８年　９　月　１　日　※　１２　時　００　分頃
り災場所	※　☑申請者の住所と同じ 高槻市　⟸　申請時に説明させていただきます。
り災物件	☑建物　□収容物（家財等）　□林野　□車両 □船舶　□航空機　□その他
必要数及び提出先	１　通　☑市役所　通　□税務署　通　□保険会社　通 □その他（　　）　通
手数料の免除申請	この証明については下記の項目に該当するため、手数料の免除を申請します。 □高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（１）によるもの。（居住している建物の、り災程度が全損又は半損。） □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）による

年月日のみで可能です。

いずれかを選択。

必要部数を記入。

手数料免除申請内訳を参照し、該当するものがあれば選択して下さい。不明な場合は問い合わせして下さい。

注　１　該当する□にはレ印を記入してください。
　　２　申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
　　３　やむを得ない理由で申請者以外の方が申請にこられた場合は、委任状を提出
　　し、代理人が同居家族、血族二親等、又はり災した消防対象物（同一管理権原
　　つ同一敷地内にある消防対象物を含む）の勤務者にあっては提出する必要はあり
　　４　この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの
　　可証･身分証等）が必要となる場合があります。

※　下欄は記入しないでください。

取　扱	□　消　防　本　部　　□　（　　）消防署
手数料	□　免　除 （□　高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □　高槻市火災予防条例施行規則第１１条（１）によるもの。（居住する建物の、り災程度が全損又は半損の場合。）） □　高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）によるもの。 □　徴　収　（ ¥　　）

様式（証明）第２号

記入例

救急搬送証明願

中・北いずれかを記入。

申請日を記入。

高槻市　（　中　）消防署長	平成　２８　年　９　月　１　日
申請者の住所（法人にあっては、事業所の所在地） 高槻市　桃園町　４番　３０号	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者） 高槻　太郎 電話　０７２ － ○○○ － ○○○○
（交付対象者の区分） ☑本人　　□相続人　　□保険金受取人　　□その他	

申請者住所・氏名・電話番号を記入。

いずれかを選択して下さい。代理人の場合は下記注のとおり委任状が必要となります。

下記のとおり、救急搬送の証明を申請します。

搬送日時	平成　２８　年　９　月　１　日　※　１２　時　００　分
出場場所	※　☑　申請者の住所と同じ 高槻市　　申請時に説明させていただきます
搬送された者	氏　名　高槻　太郎　（　○○歳） 生年月日　昭和　○○年　○月　○日
収容医療機関	□□病院
必要数及び提出先	１　通　☑市役所　通　□税務署　通　□保険会社 □その他（　　）　通
手数料の免除申請	この証明については下記の項目に該当するため、手数料の免除を申請します。 □高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）によるも

年月日のみで可能です。

氏名・年齢・生年月日を記入。

いずれかを選択。

必要部数を記入。

手数料免除申請内訳を参照し、該当するものがあれば選択して下さい。不明な場合は問い合わせして下さい。

注　１　該当する□には、レ印を記入してください。
　　２　申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
　　３　この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明す
　　可証・身分証等）や、申請人以外の方が来られた場合は委任状、本人と申請者の
　　必要となる場合があります。

※　下欄は記入しないでください。

取　扱	□　消　防　本　部　　□　（　　）消防署
手数料	□　免　除 （□　高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）によるもの。） □　徴　収　（ ¥　　）

様式（証明）第３号

記入例

届　出　証　明　願

いずれかを選択。

申請日を記入。

高槻市　☑消防長　□（　　）消防署長	平成　２８　年　９　月　１　日
申請者の住所（法人にあっては、事業所の所在地） 高槻市　桃園町　４番　３０号	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者） 高槻　太郎 電話　０７２ － ○○○ － ○○○○

申請者住所・氏名・電話番号を記入。

（交付対象者の区分）
☑所有者　□管理者　□占有者　□担保権者
□相続人　□保険金受取人　□その他（　　）

いずれかを選択して下さい。代理人の場合は下記注のとおり委任状が必要となります。

下記のとおり、届出の証明を申請します。

発生日時	平成　２８　年　９　月　１　日　※　１２　時　００　分頃	
発生場所	☑申請者の住所と同じ 高槻市	
届出内容	※	
必要数及び提出先	１　通	☑市役所　通　□税務署　通　□保険会社　通 □その他（　　）　通
手数料の免除申請	この証明については下記の項目に該当するため、手数料の免除を申請します。 □高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）による	

申請時に説明させていただきます。

年月日のみで可能です。

いずれかを選択。

必要部数を記入。

手数料免除申請内訳を参照し、該当するものがあれば選択して下さい。不明な場合は問い合わせして下さい。

注　１　該当する□にはレ印を記入してください。
　　２　申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
　　３　やむを得ない理由で申請者以外の方が申請にこられた場合は、委任状を提出し、代理人が同居家族、血族二親等、又はり災した消防対象物（同一管理権原をもつ同一敷地内にある消防対象物を含む）の勤務者にあっては提出する必要はありません。
　　４　この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの（免許証・許可証･身分証等）が必要となる場合があります。

※　下欄は記入しないでください。

取　扱	□　消　防　本　部　　□　（　　）消防署
手数料	□　免　除 （□　高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）によるもの。） □　徴　収　（ ¥　　）

様式(証明)第四号

記入例

消 防 活 動 証 明 願

いずれかを選択。

申請日を記入。

高槻市　☑消防長　□（　　）消防署長	平成　２８　年　９　月　１　日
申請者の住所（法人にあっては、事業所の所在地） **高槻市　桃園町　４番　３０号**	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者） **高槻　太郎** 電話　０７２ － ○○○ － ○○○○
（交付対象者の区分） ☑所有者　□管理者　□占有者　□担保権者 □相続人　□保険金受取人　□その他（	

申請者住所・氏名・電話番号を記入。

いずれかを選択して下さい。代理人の場合は下記注のとおり委任状が必要となります。

下記のとおり、届出の証明を申請します。

発 生 日 時	平成　２８　年　９　月　１　日　※　１２　時　００　分頃	
発 生 場 所	☑申請者の住所と同じ 高槻市	
届 出 内 容	※	
必要数及び提出先	１　通	☑市役所　通　□税務署　通　□保険会社　通 □その他（　　）　通
手数料の免除申請	この証明については下記の項目に該当するため、手数料の免除を申請します □高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）によるもの	

申請時に説明させていただきます。

年月日のみで可能です。

必要部数を記入。

いずれかを選択。

手数料免除申請内訳を参照し、該当するものがあれば選択して下さい。不明な場合は問い合わせして下さい。

注　１　該当する□にはレ印を記入してください。
　　２　申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
　　３　やむを得ない理由で申請者以外の方が申請にこられた場合は、委任状を提出し、代理人が同居家族、血族二親等、又はり災した消防対象物（同一管理権原をつ同一敷地内にある消防対象物を含む）の勤務者にあっては提出する必要はありま
　　４　この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの（可証･身分証等）が必要となる場合があります。

※　下欄は記入しないでください。

取　扱	□　消　防　本　部　　□　（　　）消防署
手数料	□　免　除 （□　高槻市手数料条例第６条（１）によるもの。 □　〃　（２）によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第１１条（２）によるもの。） □　徴　収　（ ¥　　）